

政治資金監査に関する研修の実施について

1. 研修の目的

政治資金規正法第19条の27第1項の規定による政治資金監査に関する研修（以下「研修」という。）は、登録政治資金監査人が登録政治資金監査人として必要な専門的知識を修得することを目的とする。

2. 研修対象者

政治資金規正法第19条の18第1項の規定による登録政治資金監査人

3. 研修資料

(1) 研修テキスト

- ①政治資金規正法のあらまし（総務省自治行政局選挙部政治資金課作成のものを時点修正したもの）
- ②政治資金監査に関する具体的な指針（解説を加えたもの）
- ③政治資金監査実施要領（解説を加えたもの）
- ④政治資金監査チェックリスト

(2) 政治資金監査関係法令集

4. 研修時間及び内容

研修に要する時間は全体で3時間程度とし、そのうち講義時間は2時間半程度とする。その内容及び時間配分は次のとおりとする。

(1) 以下の研修資料により、政治資金の制度に関する専門的知識及び政治資金監査に関する具体的な指針の講義を1時間程度行う。

- ・「政治資金規正法のあらまし」
- ・「政治資金監査に関する具体的な指針」のうち以下の項目
 - I. 政治資金監査の目的
 - II. 登録政治資金監査人
 - III. 国会議員関係政治団体

(2) 以下の研修資料により、政治資金監査に関する具体的な指針及びその他の登録政治資金監査人として必要な専門的知識の講義を1時間半程度行う。

- ・「政治資金監査に関する具体的な指針」のうち以下の項目
 - IV. 政治資金監査指針
 - V. 政治資金監査報告書
- ・「政治資金監査実施要領」
- ・「政治資金監査チェックリスト」
- ・「政治資金監査関係法令集」

5. 研修実施計画

平成20年度の研修を以下のとおり実施する。

なお、平成21年度は全国各地での実施を検討する。

| 研修日 | 研修地 | 会場 |
|----------------|------|--------------|
| 平成20年12月17日(水) | 東京都 | 総務省 |
| 平成20年12月18日(木) | 東京都 | 総務省 |
| 平成20年12月25日(木) | 大阪市 | 大阪合同庁舎第4号館 |
| 平成21年1月16日(金) | 大阪市 | ホテルKKR大阪 |
| 平成21年1月20日(火) | 札幌市 | ホテル札幌ガーデンパレス |
| 平成21年1月29日(木) | 東京都 | 総務省 |
| 平成21年2月5日(木) | 福岡市 | 福岡合同庁舎本館 |
| 平成21年3月25日(水) | 名古屋市 | 名古屋合同庁舎第2号館 |

6. 研修手数料

政治資金規正法第19条の27第3項の規定により、研修を受ける登録政治資金監査人から実費の範囲内において政令で定める額の手数料を徴収する。

政令は、平成20年11月中に閣議決定予定である。